

★第 30 回生存権裁判終了 生存権裁判を支援するわかやまの会総会

政府には、生活保護の実情をしっかりと見てもらい、公正な裁判・判決を

6月4日に第30回生存権裁判が行われ、裁判傍聴後に花月殿で報告集会と支援する会の総会が行われました。支援する会の金川会長は冒頭、「全国29地裁のうち大阪以外で不当判決が出された。政府は扶助があるからそちらで賄える。引き下げても生活は変わらない。と言うが、もっと生活保護の実情を見てもらいたい。」と挨拶されました。そして芝野弁護士から、前回裁判の振り返りと今後の進め方についてお話されました。和歌山の生存権裁判も双方の主張は出しつくしており、いよいよ尋問に入っていくとの事です。



その後総会進行の織部さんは、「大阪で判決が出たように、自分達の運動は間違っていないという確信に変えていこう。」と訴えました。

参加者からも様々なご発言を頂きました。原告団の1人である中山さんからは、「先日低血圧になり、意識を失い病院で血圧計の購入を勧められた。しかし、6,000円と高かったのでためらってしまった。健康の為に必要なのはわかるが、その分生活を切り詰めないといけない。それほどギリギリの生活を送っている。」と、辛い現状をお話されました。

あざみの会の田中さんは、「生活保護の相談を受けているが、ある人は、岩出市にいた時には車の所有が認められていたのに、その後移住した和歌山市からは、通院と通学以外には使わないで下さいと言われた。」とのお話がありました。

「国の裁量の逸脱はない」として、全国で不当判決が出ていますが、政府には生活保護の実情をしっかりと見て、健康的で文化的な最低限度の生活とは何かを考えてもらいたいと思います。

裁判官に公正な裁判・判決を求め、世論に大きく訴えていきましょう。

次 回 : 第 31 回裁判傍聴は、21 年 7 月 30 日 (金) 11:00~です。

裁判終了後は「和歌山弁護士会館」で報告集会を行います。

◎年金天引き日・宣伝活動のご案内

◆日時 6月15日(火) 12時15分~13時まで JR和歌山駅・近鉄前

◎25条宣伝活動のご案内

◆日時 7月21日(水) 12時15分~13時まで JR和歌山駅・近鉄前